

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
高解像度全世界衛星画像データ	地理情 ー １ ６	
	作 成	令和 7 年 5 月 3 0 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊名等	地 理 情 報 隊

１ 総則

１．１ 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊地理情報隊において使用する高解像度全世界衛星画像データ一式（MG P P r o）について規定する。

１．２ 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほかG L T-C G-Z 0 0 0 0 0 1による。

１．２．１ 高解像度衛星画像

高解像度衛星による解像度 0． 3 m から 1． 0 m までの画像をいう。ただし、S W I R は、 3． 7 m までの画像をいう。

１．２．２ 対象域

極域を除く全世界のことをいう。

１．２．３ パンクロマチック

電磁波を衛星と航空機のプラットフォームに搭載したセンサーによる超音波帯のバンドのことをいう。

１．２．４ パンシャープン

パンクロマチックとマルチスペックが合成処理された画像のことをいう。

１．２．５ V N I R

可視近赤外線放射のことをいう。

１．２．６ S W I R

短波近赤外線放射のことをいう。

１．２．７ オフナディア角

衛星鉛直直下と衛星撮影方向のなす角度をいう。

１．３ 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

１．４ 仕様書

G L T-C G-Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

２ 製品に関する要求

２．１ 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- インターネット回線を使用し、対象域の高解像度衛星画像一式を官側の電子計算機（地理情報システム）で取得できるものとする。
- 24 時間／365 日停止することなく画像を取得できるものとする。ただし、ソフトウェア等のアップデートやメンテナンス時の停止は除くものとする。
- フル解像度での画像を取得できるものとする。

２．２ 画像データの条件

画像データの条件は、次による。

- 衛星の地上分解能（解像度）0． 3 m から 1． 0 m までの画像を取得できるものとする。
なお、0． 3 m よりも低い衛星地上分解能のものをリサンプリング加工により 0． 3 m の分解能としたものは認めない。
- 雲量は、35 % 以下の良質な画像（赤道付近は 50 % 以下）を取得できるものとする。
- バンドは、パンクロマチック、3 バンドパンシャープン、8 バンド VNIR 及び SWIR と

する。

- d) 撮影角度は、オフナディア角 35 度以内を基準とする。
- e) 使用可能な Web ブラウザーは、
C h r o m e 9 6 以上、F i r e f o x 9 5 以上、S a f a r i 1 5 以上、M i c r o s o f t E d g e 9 6 以上とする。

2.3 画像データの機能

画像データの機能は、次による

- a) 画像検索機能
撮影日、雲量、撮影角度等の検索条件設定ができるものとする。
- b) 描画機能
短形・ポリゴンの描写ができるものとする。
- c) 距離計測および面積計測機能
距離の計測および面積の計測ができるものとする。
- d) 表示機能
緯度経度情報の表示（コピー、ペースト機能）及びメタデータの表示ができるものとする。
また、画像の回転表示ができるものとする。
また、指定可能な複数の画像を選択してオンラインで比較表示できるものとする。
- e) 注釈機能
注釈機能は、次による。
 - 1) 虫メガネ拡大図注釈
 - 2) テキスト
 - 3) 描画（矩形・ポリゴン）
 - 4) グリッド表示
- f) レイヤー読み込み機能
Web サービスとして提供されている、OGC 準拠のレイヤーを読み込みできるものとする。なお、読み込み可能なレイヤーは、次によるものとし、パブリックエンドポイントであるものとする。
 - 1) W M S E n d p o i n t U R L
 - 2) W M T S E n d p o i n t U R L
 - 3) W F S E n d p o i n t U R L
 - 4) I m a g e S e r v i c e E n d p o i n t U R L
 - 5) M a p S e r v i c e (E S R I) E n d p o i n t U R L
- g) 読み込み可能なベクターファイル
読み込み可能なベクターファイルは、次による。
 - 1) シェープファイル
 - 2) KML
 - 3) G e o J S O N
- h) ダウンロード
官側が指定可能な画像に対し、ダウンロードの要求ができるものとする。また、要求した画像のダウンロードができるものとする。
- i) 3 次元データのダウンロード
官側が指定可能な範囲に対し、3 次元データのダウンロードの要求ができるものとする。また、要求した 3 次元データのダウンロードができるものとする。
- j) 新規撮影の要求
官側が指定可能な撮像地点に対し、撮影期間およびその他の指定可能な撮影条件等を指定し、新規撮影の要求ができるものとする。また、新規撮影された画像データのダウンロードができるものとする。
- k) オンライン画像処理機能
官側が指定可能な画像に対し、大気補正処理、高精細化処理、明るさ・コントラスト変更、表示バンド構成変更等のオンライン画像処理ができるものとする。

1) 変化情報提供機能

官側が指定可能な範囲に対し、あらかじめ光学衛星および SAR 衛星にて撮影された衛星画像を用いて生成された、恒久的な変化の情報を、変化箇所の地表面に表示できるものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 納品

納品は、次による。

- a) データは、ハードディスクで納品するものとする。
ハードディスクの性能等は、次による。
 - 1) 対応機種 USB 2.0 以上搭載機種で動作すること。
 - 2) 対応OS Windows 10以降のOS
 - 3) 容量 1テラバイト以上のもの
 - 4) セキュリティ 一般ユーザーで使用可能

4.2 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方の庁舎内への立ち入りは、関係規則などに基づく手続きを行い、立ち入りを禁じた区域及び本契約に関係ない施設へは立ち入ってはならない。細部は、官側担当者の指示に従うものとする。
- b) 契約の相手方が第三者を従事させる場合には、“情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）”に基づき、所要の届出などを実施するものとする。
- c) 本契約の履行に当たり“防衛省の保有する個人情報及び個人番号の安全確保等に関する訓令の実施について（通達）”に示す個人情報などは、漏えい又は他に転用してはならない。また本契約履行後も同様とする。

4.3 権利の帰属

取得した画像データは省内に限り共有できるものとし、取得した画像を使用する際は、契約の相手方のロゴマークを表示する。取得した画像データの著作権は、契約の相手方に帰属するが、画像データを利用して作成した二次的製品（企画などの構想も含む。）の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。この場合は、契約の相手方が事前に契約担当官等に申請するものとする。

- a) 契約前における実機試験に必要な事項
- b) 実機試験完了後における必要な教育の実施に関する事項
- c) その他契約履行に必要な事項

4.5 不具合等の処理

本契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受けるものとする。

4.6 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、契約担当者等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部について疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。